

## KYFM放送局・柳田克氏に聞く

先月の「情報のチャンネル」欄で報告した九月四日のミニFM弾圧事件は、九月二日に責任者の柳田克氏が拘留を解かれたことによつて一応の山を越えた。むろん、問題はこれからであり、この事件が残した課題は単にミニFM自由ラジオだけでなく、街路やメディア（道路交通法）そしてメディア全体（表現規制）に関わるものであり、電波の特殊問題にとどめることはできない。

九月二十七日、津野海太郎氏とわたしは、まだ古い街並みが残っている港区三田に「アワー・ハウス」の柳田克氏をたずねた。津野氏は、「小さなメディア」というコンセプトの創始者であり、自由ラジオに最初の段階から

関わってきた。

「アワー・ハウス」という名前がすでにそのコミュニナルな性格を表わしているが、歩道に面したビルの一階にあるこの貸スタジオのまえには木のベンチがあり、通行人が誰でも一休みできるようになっている。誰にでも自由に使わせ、そこを「アワー・ハウス」にできるという発想は、おそらく柳田氏のものなのだろう。それは、一九七〇年代後半からヨーロッパで明確になってきたスペースの運動に通じるところがあり、スクウォッタリング（空家占拠）もその一つだった。

しかし、電話で話していつでもにわかつていたが、柳田氏は、普通の意味での「運動」

とはおよそ縁のない人だ。彼は、「運動家」よりはもつと柔軟であり、また逆の意味ではあまり「権力」を意識しない人だ。その点を警察につけこまれたとわたしは思うが、彼と二時間ほど話していて、彼の発想のユニークさと新しさに魅了された。そこには、テクノロジーと文化を分離せずにあつかうことができる新しい姿勢があり、これから何かが変わるとすれば、こういう姿勢をもった人がたくさん出てくることによつてなのではないかという気がした。

粉川 今回のことを最初から話してもらえますか。九月四日の晩に放送していて、いきな

り警察が来たわけでしょう。その時の感じと  
いうのはどうだったんですか。

柳田 ダアーツと入り込んで来て、いきなり  
ライトがついてね、TVカメラが入ってきた。  
粉川 NHKでしょう。

柳田 そうらしいですね、あとで知ったんで  
すけど。それと朝日新聞。互いに「これから  
行くぞ」って呼び合つて来たらしいですよ  
(笑)。

津野 何人ぐらい来たの？

柳田 入つて来たのは十五人ぐらい——もつ  
といたかな。「柳田はどこだ？」って言うん  
で、僕が「はい」って言うと、「お前が柳田  
か。こういう者だ」と。で、いろいろ聞かれ  
て。ここにある物は全部素直に見せてね。い  
ろんな証拠品を集めたり、上のアンテナへ案  
内したりとか機械の説明したりして、何時頃  
ここを出たのかなあ。三田署へ連れていかれ  
て軽供述書とつて、二時頃、留置場に入れ  
られました。とりあえず一晩泊まつて、明日  
あたり出られるのかなあと思つてたら、翌日  
になつても全然そういう雰囲気じゃないんで  
すよね。指紋とつて、写真撮つて、番号入り  
の写真ありますよね、あれも撮られて。  
粉川 留置場では一人だったんですか。

柳田 二人です。最初入つたのが夜中だとい  
うんで、少年犯罪者用の少年房というのがあ  
るんですけど、そこに入つて翌日の朝、隣の  
部屋に移されて。そこにいた人と二人でし  
た。ここに踏み込まれた時点から、もうほと  
んど完璧に、外の人間とカットされちゃつた  
んですよ。喋つた人間というのは電監（電気  
通信監理局）と刑事さんだけ。それと、カミ  
さんとひと言ふた言葉喋つたぐらいで。完璧に  
外部との接触は絶たれてしまつて。

粉川 それが向こうの戦略なんですか。  
柳田 この仕事用の電話が鳴つても刑事さ  
んが（受話器に）手を置いちゃつてね、「だめ  
だめ」って。「お前、俺たちがこうやって来  
た以上、ただで帰れると思うな」とか言つて  
ね、妻がかった。中継局なんか、警察が来た時、  
ヤクザが右翼が殴り込んで来たと思つたらし  
い。その（中継局のある）家は、鍵をかけて  
なかつたんで、いきなり部屋の中に入つてき  
ちゃつたんですつて。

津野 そこは普通の家なんですか。  
柳田 そうです。で、僕の友人の両親が「あ  
なたたち何ですか？ 場所を間違えてるんじ  
やないですか」つて。

粉川 この時もそうでしょう。

柳田 もう、何も言わずとんどん入つてきて  
(笑)。

粉川 イタリアの自由ラジオ局をちょつと歩  
いたんですけど、テレビカメラをつけてるん  
ですよ、表に。あそこは自由に（放送）出来  
るんですけど、放送内容によつては右翼が殴り  
込んできたりするもんで、監視してる。

柳田 なるほど。報道陣といつしよにドカド  
カつてやつてきて、しばらく調べてるうちに  
刑事さんたちが報道陣に「君たち何だ、帰れ  
帰れ」つて言い出してね（笑）

粉川 ジェスチャーでしょう。

柳田 クサイなあと思つたけど（笑）  
津野 家宅捜査というのは、ここ（アワー・  
ハウス）と中継局と？

柳田 僕の自宅とDJやつてた奴の四箇所  
です。それで、取り調べの二日めぐらいに「お  
前は出力2・5ワットも出してた」云々とい  
う話がでまして、空中線電力が2・5ワット  
と言うから、空中線電力というのはアンテナ  
に供給される電力であるから、もしケーブル  
が10キロも20キロも先だつたらほとんど出力  
は出てこない。ここで測つた2・5ワットと  
いうのは空中線電力じゃない、電監の数字は  
間違つてます、つて言つたんです。刑事さん



はそういうの判んないから(笑)「電波監理局のブロが言ってるんだから間違いない」って(笑)。で、しばらくしたら、「あれは正式な書類じゃなかった」って言ってきた。

津野 おいおい(笑)

柳田 それで出てきた書類が3・2ワット。粉川 それはどうして?

柳田 書類にある、電監の電源は13・8ボルトなんでしょ。その電源電圧をあげた状態で測定したらしい。

粉川 電波監理局が勝手にあげたわけ?

柳田 そうです。うち(の放送)で使ってた電源は12ボルトですから、いわゆる(電監の)設定した電源であるということですね。だから「3・2ワット」というのは、そういう電源で出した場合の数字として報告にはなってるけど、うちで出していた電波の強さとは無関係の報告書だ」と言うと、「電源は100ボルトと同じじゃないか」(笑)。「100ボルトは同じだけど、そのままつなぐんじやなくてトランスで変えてる」と言っただけです。で、刑事さんが電監に電話したんですが、電話口で「ああそうですか。電源電圧と出力は無関係はないんですね」って。電源電圧と出力の間に相関関係がなかったら、電源が0でも

津野 例えば、ミニFMが電監に「うちの局を調べてくれ」って言えば、やってくれるわけ?

粉川 三年前、KIDSがそれをやってもらったことはあるんですけどね。だけど、普通はやってられないでしょう。本当は、サービス機関にならなきゃいけないと思うんだよね。津野 測る手段がこっちになくて、ちよつと超えたら警視庁が来るんじやたまらない。粉川 違法意識を確認するというのをしつこくやっていただけですか。

柳田 ええ。こちらも「勉強を怠ってました」と答えるしかないわけです。FM局を始める前に、電界強度計をつくってやればよかったですね。

粉川 もしそれを持って違法した場合は、意識的に違反したことになっちゃうね。

柳田 車にスピードメーターがあるように、ミニFM局全部が電界強度計を設置すべきだという風に法務側の理論が成立しているのかもしれない。そのためには当然、広く、ミニFMの人たちに(電界強度計の)つくり方を教えるとかするサービス機関がないとね。自分で勉強しても無理ですから。

粉川 ただね、微弱電波というのは、今、何

出力が出ることになっちゃう(笑)。実際は電源電圧の二乗に比例して出力はある。相関関係はあるわけですよ。で、書類にはカッコして空中線電力0・8ワットって出てる。

「お前の機械は3・2ワットで、アンテナに行くまでに0・8ワットになった」と言う。でもね、あとで証拠品を見せてもらったら、うちから屋上までいくケーブルは、電監の人が証拠としてとる時、途中で切断してる。だから、測定する時にはうちのケーブルを使っただけじゃないんです。多分、3・2を4で割って0・8を出したんじゃないかな。

粉川 そういう技術論争をすつとやっただけですか。

柳田 あんまりやんなかったです。刑事さんがわけ判んなくなってきたってね。「俺、頭悪いから判んないや」(笑)って。その都度、刑事さんが電監に電話して時間くっちゃうでしょ。結局、出力がオーバーしたということには変わりないですからね。

粉川 他にどういうことを聞くんですか。柳田 微に入り細に入るまで。何故始めたか、営利目的ではなかったか、電波法の知識がどのくらいあったか。

実際、電界強度の表示というのは雑誌にも

もないところがいいと思うんですよ。

柳田 でも、実質的には「微弱」電波じゃないから。単に「微弱電波は自由だからいい」と言っちゃうと、実害が出て世論が警察のほうに傾いちゃう危険があって、墓穴を掘ることになっちゃうんじゃないか。自分の手を離れて飛んでいく電波を扱う以上は、それなりの知識や技術がないと。無免許の人をいきなり車に乗せるわけにはいきませんからね。

津野 (ミニFMを)免許制にしちゃうとか。柳田 やらざるを得ないと思うんですよ。自由を始めちゃうと、電波障害とか混乱が起きると思いますね。

津野 その場合に、免許の基準を技術的なものに絞り込めるか、別の要素——卑猥なものはいけなとか政治的なものはいけなとかそういうのが基準に入ってくると困るね。

柳田 でも、内容まで厳密にチェックするとは出来ないですよ。津野 今回の新聞報道をみると電波の「強度」の問題と「放送が卑猥」というのがあったよね。

柳田 卑猥なことを言ったDJが一人だけいるんですよ。ただ、報道では、あれが毎日であるかのように報道された。

載って100メートルで毎メートル15マイクロボルト以下となってますけど、あの15マイクロボルト云々という規定自体が一般には判りにくいんですね。「違法というのを知っていたか」と言われても、違法か合法かを測定する手段がむずかしいんです。

粉川 どの100メートルで測るかによっても違ってくるしね。あの規定の中にはないわけですよ、どういう測り方をしなきゃいけない、とかいうことは。

柳田 一般の認識まであやふやになってきません。普通の人間が測定することが困難な規定になっている。大体、概念的に「多分、オーバーしてるな」という認識にすぎない。僕自身も測ったことなかったし、測定方法も判らなかつたし……。

津野 みんなそう思ってるんだよ、やってるほうは。漠然と、超えてるだろうな、って。だからショック受けちゃう。

柳田 だからね、電監なんか来て測定して指導してくればね。教えることが出来るのは現在は電監しかないんですから。その人たちが、今回はそれをやらなかった。

粉川 そうなんです。やらなくて、突然、告発でしょ。

うちの放送局の場合は、一つの団体ではないんです。好きな人間がやって来て、お互いの面識もないし住所も名前も知らないんだけど、(放送しては)帰っていく。ただ、あの卑猥な放送に関しては、こちらの落度だと思ってるんです。というのは、こういうアンダーグラウンドな放送で、いわゆる放送禁止用語に抵触するというのはやっぱりイージーな方法なんです。アンダーグラウンドだから放送禁止用語とかは関係ないやみだいな、反体制みたいなものに持ち込んでいくのは、やり方としては、ひとつ考えが足りないんだと思うんです。そういうのが好きな人はしよるがないですけど、僕は好きじゃない。

粉川 監理局に「卑猥な放送をしているので取り締まってくれ」という苦情が来てたと新聞にはあったけど、本当なんですか。

柳田 本当か嘘か僕は判んないけど、監理局がそう言ってるわけで(笑)。取り調べの中でも、刑事さんから「苦情の電話があった」という類の話は一回もありませんでした。粉川 そうすると実害はないね。どのくらいリクエストはあったんですか。

柳田 そんなになかったですよ。多いDJで一日20本とか30本で、月平均100本ぐらい



ですから、一日平均で3本から4本。僕の放送なんて全くかかってこない(笑)。内容は結構、誇りを持ってはいたんですけど。

津野 ミニFMをやっている人の中には、技術面でも考え方ももう少し過激な連中っているでしょう。それなのに、どうして警視庁はあなたのとこに来たんだらう。

柳田 捕まえやすかったんでしょう。

粉川 横のつながりが割とないですよ。三年ばかり僕はミニFMに関わってるんですけどあまり(この)話は聞かなかった。

柳田 そうですね。孤立してやってたし、別にミニFM同士でいっしょに手を組む必要というのは、特に放送局のキャラクターの中ではないんですよ。

粉川 そこがミニFMのいいところだと思っただけです。手は組んでないんですけど、たまにテープを交換したり、とかいうつながりがあるでしょう。その中には、捕まったら裁判にもって行って、逆にミニFMのもうちょっと強いもの(電波)を合法化させてしまおうという動きもあるわけです。けれど、そういうミニFMは絶対狙わない。

柳田 僕自身は、本当に技術的なものからきていますから、政治的な意図というのは全然

ないですね。

粉川 今回はどういう刑だったんですか。

柳田 罰金ですね、最高額。

粉川 いくらですか。

柳田 二十万円。

津野 うわあー。

柳田 懲役すれば良かったと言われましたね。今回の事件であまり(刑を)重くして、実際パニックをひきおこす放送があった場合、どんな刑にするんだらう、って思っちゃいました。

粉川 罪名は何ですか。

柳田 電波法第4条違反。あとは刑法第60条。これは、共犯関係みたいなもの。それで二十万。あの日(九月二十一日)釈放された中では一番高いですよ。ヤクザの幹部らしいんですけど、ベンツ三、四台乗りつけた人から、「おい、お前何やったんだ? 二十万も」って聞かれたぐらいですから(笑)。でもね、みんなビビる必要はないと思います。

粉川 ないと思います。意外と悪いイメージというのは一般人は持たなかったでしょう。例えば、タレントがマリファナを喫って捕まるといような事件に較べたら、全然、イメージ効果はなかったんじゃないかな。

に言えば、今回、(警察と電監が)一つ仕事をしたんだということで、かえって(取り締まりは)方向が変わったかもしれない。ミニFMがこれだけ伸びているのに監理は何をしてるんだ、と言われた場合に、「前に押さえたことはあるんです」と言える。それになぜか、犯罪を犯した人間にちがいないのに、誰に会っても、六十歳ぐらいのお婆さんでも「災難でしたわね」って(笑)。取り締まるほうもやりにくいと思えますね。

粉川 それが今回の事件に対する一番適切な認識だと思うんだよね。それだけになってるんじゃないですか、今、電波って。世論も変わってきてるでしょう。

あの程度の電波というのは、こっち側のものだと思うんですよ。道路を自由に歩けるようなものだと。今度の場合、柳田さんはやはり被害者だし、自由にやっていたことを強引に押さえられたのだと思う。本当は、「好きな事をやっていたのに、何で押さえるんだ」ということをもっと抗議してくれたほうがいいんじゃないですか、他の人にとっても。

柳田 僕自身、電波の出し方に関して、それぞれの人間の責任感がどこまで及んでるかかってないから……。ただ、いわゆるFM電

波帯域で(放送を)割りあてるといっているのはいでしよう。

粉川 そうです、そこですよ。

柳田 地域的な雑誌とかミニコミというのはみんな読まないけれど、放送はすんなり受け入れてくれるんですね。電波は家まで来てくれるでしょう。そういう意味で、便利だし地域メディアとしては有効な手段だと思っただけですよ。

粉川 そうですね。

柳田 都会とかのお祭りとかどんどんすたれていく一方ですよ。そういうことを考えていくと、受身のメディアを介して、逆に、自分が参加するメディアに転換していけば、かなり活性化出来ると思うんです。せめて一つの町内に一つ、港区の中に一つとか(ミニFMの)割りあてがあってもいいんじゃないかな。今のミニFMの考え方というのは完璧にマイホーム・メディアみたいで、時間もいい加減で、自由なんだけど、自由すぎちゃって責任の所在みたいなものがなくなっちゃってる。今みたいな形で、電波が誰でも自由に出せるというのには、おそらく今後の日本では無理だと思っただけです。その代わり、もっと分散したメディアとして、市とか区や町で(ミニFM

津野 今やっているミニFMがやめるということもないようだし。

粉川 主婦とか全くの素人で、ミニFMは合法だからと始めた人たちがいるんですね。そういう人たちがちょっとビビってる。

一回取り締りをやると法的な既成事実が出るわけですよ。そうすると、機械を持ってただけでガサを入れることができる。それが一番、これからは問題になると思いますね。

2・5ワット程度のパワーの機械があれば、いきなり来て自宅搜索出来るということになると、例えば、ちょっと政治的な運動をやっている人でそういう送信機を持っている人に対して捜査する——放送局を摘発するのではなくて——前例に使われると思うんですよ。

柳田 地域でだんだん(ミニFMが)認可されてくれば、前例もなくなりそうですよ。

粉川 認可されればね。

柳田 とりあえず今の段階では、遅かれ早かれ前例は出来ちゃうんじゃないですか。前例が出来ないでエスカレートするというのは、考えにくいですね。

粉川 そういう意味では、三年前にあっても不思議ではなかった。

柳田 長い間、黙認はしていたわけです。逆

Mは)絶対必要だと思えますね。

一七日間のあいだ弁護士以外との接見を許さず、そのあげく略式裁判の罰金刑にもって行ったのは、警察と検察庁の思うつぽであったが、上告をし、正式裁判にもちこむ意志のない柳田氏をせめることはできないだろう。もし本件に関して柳田氏の側に長期的な法廷闘争を闘う意志があるならば、わたし自身も何らかの手助けはできたかもしれないし、その支援体制もあったのだが、その結果はあまりかんばしいものとはならなかったかもしれない。この手の弾圧に対しては、「表現の自由」や「憲法」をふりかざしても勝目はない。

重要なことは、柳田氏がやりかけた「技術論争」をもっと発展させ、それ自体を法廷闘争にもちこむことだ。そうすれば、今回のような事件を当局の思いど通りに運ばせることも阻止できるだろう。この点は、ミニFM自由ラジオの関係者のすべてが今後考えるべきところである。政治は技術の上や下にあるのではなくて、技術そのもののなかにあるというところ——これが今回の事件の最大の教訓ではないかとわたしは思う。